

令和4年10月25日

令和4年度第7回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年10月25日(火)

午後1時30分開会～午後3時12分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 買受適格証明願(農地法第3条関係)について

議案第41号 非農地証明願について

4. 出席委員(24名)

2番 櫻井正幸 委員	4番 佐藤裕之 委員
5番 齋藤真理子 委員	6番 佐々木正彦 委員
7番 布塚幸子 委員	8番 鈴木淳也 委員
9番 菅原ひろみ 委員	10番 横山藏人 委員
11番 中鉢守 委員	12番 渋谷裕子 委員
13番 高橋英理子 委員	14番 佐々木俊通 委員
15番 下山信行 委員	16番 只埜和臣 委員
17番 菅原まり子 委員	18番 高橋順子 委員
19番 中條泰洋 委員	20番 菅原清一 委員
21番 小野寺正晃 委員	22番 鈴木至 委員
23番 佐々木涉 委員	24番 齋藤浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

5. 欠席委員(2名)

1番 小関 芳樹 委員

3番 武田 俊美 委員

6. 遅刻委員(なし)

7. 議案提案者

会長 佐々木 政直

8. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 北浦 邦之

再任主査 門間 道浩

主事 平山 泰揮

主査 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 千葉 悠太

主事 大森 彬

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第7回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、1番小関芳樹委員、3番武田俊美委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第7回大崎市農

業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番齋藤真理子委員，6番佐々木正彦委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号193番から210番までの18か件のうち、番号200番から209番までの10か件は、議案第38号番号180番から184番の5か件とそれぞれ関連することから、この10か

件を議案第 38 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 36 号番号 193 番から 210 番までの 18 件のうち、議案第 38 号で併せて審議する番号 200 番から 209 番までの 10 件を除いた番号 193 番から 199 番までと、番号 210 番を合わせた 8 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 36 号番号 193 番から 199 番までと、番号 210 番を合わせた 8 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 36 号番号 193 番から 210 番までの 18 件のうち、議案第 38 号で併せて審議する番号 200 番から 209 番までの 10 件を除いた番号 193 番から 199 番までと、番号 210 番を合わせた 8 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 36 号番号 193 番から 210 番までの 18 件のうち、議案第 38 号で併せて審議する番号 200 番から 209 番までの 10 件を除いた番号 193 番から 199 番までと、番号 210 番を合わせた 8 件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 9 番、10 番の 2 件のうち、番号 9 番の 1 件は議案第 38 号番号 175 番 1 件とそれぞれ関連することから、この 1 件を議案第 38 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 37 号番号 9 番、10 番の 2 件のうち、番号 9 番の 1 件を除いた番号 10 番 1 件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。昨日 10 月 24 日月曜日、18 番委員、20 番委員、21 番委員、22 番委員、24 番委員、9 番委員の 6 名と、事務局 2 名で現地調査いたしましたので、現地調査報告をいたします。番号 10 番を 18 番委員、報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 10 番を報告いたします。転用目的は、居宅と駐車場 5 台を設置するものです。周辺の状況は、西側が畑で、残りの三方が田でございました。申請地の管理状況は、きれいに耕起してありました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響のうち、雨水排水対策は既存の西側側溝へ流すとのことです。また、生活排水対策は浄化槽を設置するとのことで問題ないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で、現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 37 号番号 9 番、10 番の 2 件のうち、番号 9 番の 1 件を除いた番号 10 番 1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 37 号番号 9 番、10 番の 2 件のうち、番号

9番の1か件を除いた番号10番1か件について、意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第37号番号9番、10番の2か件のうち、番号9番の1か件を除いた番号10番1か件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号170番から187番までの18か件と、関連する議案第37号番号9番1か件と、関連する議案第36号番号200番から209番までの10か件について、併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。番号170番を18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号170番を報告いたします。転用目的は、各種駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、四方を宅地に囲まれた道路筋の一角です。管理状況は、一部畑として利用され、きれいに管理してありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は既存の東側U字溝へ流すとのこと。また、南側にはL型擁壁を設置するとのこと。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号171番、172番、173番を21番委員、報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号171番を報告します。転用目的は、太陽光発電パネル184枚を

設置するものです。申請地周囲の状況は、北側と東側が作付けされていない田、南側も作付けされていない田と雑種地、西側が農道を挟んで鉄道でございました。管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で、オーバーフローしたものについては、西側にある既存の側溝へ排水するとのことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号172番を報告します。転用目的は、太陽光発電パネル168枚を設置するものです。申請地周囲の状況は、宅地と農地に囲まれたところで、東側と南側は宅地、西側には田があり、北側には市道を挟んで作付けされた田がありました。管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている第3種農地で原則許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号173番を報告します。転用目的は、一時転用で仮設トイレ2基、作業ヤード、資材置場、通路、駐車場を設置するものです。申請地周囲の状況は、東側と西側が畑、北側と南側が田となります。管理状況は、耕起がされておりました。農地区分は農振農用地で、原則不許可だが、4か月以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号174番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号174番を報告させていただきます。転用目的は、一時転用で砂利採取をするものです。申請地周辺は農地に囲まれており、北側が土手で、その他三方が田でございました。管理状況は、稲刈りされた跡が見られました。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、1年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備事業計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもので

あるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。申請地の農地への影響ですが、雨水排水対策は自然浸透で、問題ないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 175 番と議案第 37 号番号 9 番を併せて 18 番委員、報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 175 番と議案第 37 号番号 9 番を併せて報告します。転用目的は、ビニールハウス、鉄骨資材、製品置場、駐車場 2 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた一角で、東側が畑と宅地、西側、南側、北側は宅地となっております。管理状況は、番号 175 番は畑としてきれいに管理されておりました。議案第 37 号番号 9 番は、一部は畑として、一部は車庫として利用し、砂利が敷かれておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透による処理と、北から南へ傾斜をつけて南側の U 字溝へ流すとのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 176 番，177 番，178 番を 24 番委員，報告をお願いいたします。

24 番（齋藤浩義委員）

24 番です。番号 176 番を報告します。転用目的は、宅地分譲 3 区画、位置指定道路、水路用地として利用するものです。分譲地と農地に挟まれた場所で、周囲は東側が分譲地、西側が田、南側は畑、北側は水路を挟んで宅地となっております。管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水対策は自然浸透で処理し、土砂流出対策は法面に対応するとのことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 177 番を報告します。転用目的は、店舗兼車両整備場兼事務所兼駐車場として利用するものです。申請地は、国道と宅地に囲まれている場所で、周囲は西側が国道、その他三方が宅地で囲まれておりました。管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されてい

る第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は、西側のU字溝に流すとのことですが、周囲に農地がないため影響はないものと見てきました。また、生活排水対策は、公共下水道へ接続するとのことです。

続きまして、番号178番を報告します。転用目的は、居宅1棟、駐車場4台分を設置するものです。周囲は東側が宅地、西側が道路を挟んで田、南側と北側が田になっておりました。管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水対策は西側のU字溝へ排水するとのことです。また、生活排水対策は、浄化槽を設置するとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号179番、180番、181番、182番を20番委員、報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号179番を報告します。転用目的は、居宅1棟と駐車場を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地に囲まれておりました。管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は道路脇の側溝に流すとのことです。また、生活排水対策は公共下水道へ接続するとのことです。

次に、番号180番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱60本を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林と農地に囲まれている場所です。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことで問題ないものと見てまいりました。

次に、番号181番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱66本を設置するものです。申請地は、道路より一段低い農地でした。管理状況は、除草

管理されていまして。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことで問題ないものと見てまいりました。

次に、番号182番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱56本を設置するものです。申請地は小高い場所で、周囲は遊休農地に囲まれておりました。管理状況は、除草管理されていまして。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理し、既存の水路を利用するとのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号183番を9番委員、報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号183番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱60本を設置するものです。申請地周囲は東側が山林、南側が田、西側が道路を挟んで宅地、北側が田でございました。管理状況は、きれいに除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は西側の土側溝へ排水するとのことで問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号184番を22番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号184番を報告します。転用目的は、太陽光パネル架台支柱56

本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、農地と河川に囲まれた農地になります。周囲は東側が河川、その他三方が田になります。管理状況は、草刈り管理がされておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水対策は自然浸透と西側のU字溝に流すとのことで問題ないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号185番、186番を9番委員、報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号185番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分、通路、回転場を設置するものです。申請地周辺は東側と南側が宅地、西側が雑種地、北側が畑でございました。管理状況は、耕起がされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。生活排水対策は、浄化槽を利用するとのことです。また、雨水排水対策は、盛土してL字型擁壁で土留めをして、南側の土側溝を利用するとのことで、問題はないものと見てまいりました。

続いて、番号186番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場4台、農業用機械置場、通路、回転場を設置するものです。申請地周辺は東側が宅地、南側が畑と宅地、西側が雑種地、北側が田でございました。管理状況は、耕起がされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。生活排水対策は、浄化槽を利用するとのことです。また、雨水排水対策は、盛土してL字型擁壁で土留めをして、南側の土側溝を利用するとのことで、問題はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号187番を22番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号187番を報告いたします。転用目的は、事業用の駐車場12台

分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地で、東側が畑、その他三方が宅地になります。管理状況は、雑草繁茂の状況でした。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は、東側の既存の土側溝と北側のU字溝に流すとのことです。土砂流出対策は、東側の農地に対して法面処理をするとのことで問題ないものと見てまいりました。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第38号番号170番から187番までの18か件と、関連する議案第37号番号9番1か件と、同じく議案第36号番号200番から209番までの10か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。議案第37号番号9番について、お伺いします。現地調査報告の中で、一部畑と一部車庫、それから砂利が敷かれていたとありましたが、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。昨日の現地確認では、既に一部を車庫と駐車場として利用されてきました。申請人の方は事業をされていまして、東日本大震災の時に申請地の西側にある事業用機械を置いていた車庫が被災したとのことです。震災後、その置き場所がなくなり、自分の所有地ということもあり、事業用機械を置く車庫として利用していたとのことです。また、その周辺に少し砂利を敷いて、使いやすいようにしていたとのことです。

議長（佐々木政直会長）

14番委員、よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。自分の所有地であります。農地に車庫を建て、また、砂利を敷い

ているので、明らかに無断転用だと思いますので、始末書等の提出が必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

ただいま14番委員から、始末書の提出が必要ではないかのご意見が出されました。そのほか関連して質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。説明の中で自分の土地だからというお話がありましたが、5条の議案書には売買とあります。いつ頃から自分の土地だという認識だったのでしょうか。議案書を見る限り、自分の土地ではないと思いますので、その辺を詳しく説明してください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の1ページを見ていただきますと、地番の13番が申請者の所有する農地となります。また、12番が譲渡人の所有する農地となります。この2筆にまたがり、自ら営む鉄工業に利用するための施設を設置したいとの申請となります。申請の際に、航空写真を確認したところ、先ほど現地調査員から説明がありましたが、4条申請の13番の農地の北西側に車庫の一部があり、そのすぐ南側に砂利敷きがありましたので、事務局で聞き取りを行いました。申請者は鉄工業を営んでおり、作業用の機械などを格納する施設が必要となります。東日本大震災以前は、このような施設を申請地の西側に設けておりました。それが被災したため、平成26年頃に自分が所有する13番の農地に廃材を使用して施設を建築し、一部に砂利敷きの駐車場を設置して利用しているとのことでした。以上です。

議長（佐々木政直会長）

8番委員よろしいですか。〔「はい」の声あり〕

そのほか関連して質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、6番委員、まとめをお願いします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。議案第37号番号9番について、現地調査員の報告では既に一部車庫と砂利が敷かれ、利用されているというご報告がございました。審議に入りまして、14番委員より詳しく説明してほしいというご意見があり、地元の18番委員より経緯の説明をいただきました。再度、14番委員より無断転用であり、始末書の提出が必要ではないかというご意見がありました。また、8番委員より再度詳しく説明してほしいとのご意見があり、事務局より説明をいただきました。今回の審議結果としては、申請人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただきまして、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの6番委員のまとめでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。議案第36号番号208番と209番、関連の議案第38号番号184番について、質問したいと思います。太陽光発電パネルの下で何を作付けするのか、また、事業面積について詳しく教えていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

議案第38号番号184番については、事業面積が太陽光パネルの支柱と引込柱を合わせた分で0.27平方メートルとなります。また、議案第36号については、チモシーを作付けすることによって申請をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。支柱以外の全面積にチモシーを作付けするのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

そのようになります。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員，よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 38 号番号 170 番から 187 番までの 18 件について，意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。また，関連する議案第 36 号番号 200 番から 209 番までの 10 件について，了としてよろしいか。また，無断転用である議案第 37 号番号 9 番 1 件については，申請者から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 38 号番号 170 番から 187 番までの 18 件について，意見相当と認め，県に進達いたします。なお，関連する議案第 36 号番号 200 番から 209 番までの 10 件について，許可と決定し，農地法第 5 条第 1 項の許可が県より交付されると同時に許可書を交付するものといたします。また，無断転用である，議案第 37 号番号 9 番 1 件については，申請者から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について，番号 664 番から 708 番までの 45 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 39 号番号 664 番から 708 番までの 45 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 39 号番号 664 番から 708 番までの 45 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 39 号番号 664 番から 708 番までの 45 案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 40 号買受適格証明願農地法第 3 条関係について、番号 1 番 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 40 号番号 1 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。申請人の居住地が当該地から距離的に少し離れており、また、農地の面積も小さいため、これに至った経緯を詳しく説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

申請人の現在の居住地が、近隣にあるダムの作業用道路として用地買収されるとのことです。その代替地を探していたところ、今回の競売事件を見たので、申請に至ったとのことです。今回の競売事件には、近隣の宅地と居宅も含まれていることから、今後はこちらのほうに住所を異動するとのことです。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員よろしいですか。〔「了解しました」の声あり〕

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 40 号番号 1 番 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 40 号番号 1 番 1 案件について、買受適格者として証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、2 時 55 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 45 分から午後 2 時 55 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。議案第 41 号非農地証明願について、番号 5 番、6 番の 2 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告いたします。番号 5 番、6 番を 22 番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 5 番を報告いたします。申請地の状況は、住宅が建っております。20 年以上経過していることの証明として、昭和 44 年に新築した当時の建物登記事項証明書がございます。以上になります。

続きまして、番号 6 番を報告いたします。申請地の状況は、無線基地局の鉄塔

が建っておりました。20年以上経過していることの証明はありませんが、非農地として取り扱える要件として、平成19年に電気通信事業者から、農地法施行規則第53条の規定に基づく届出がなされております。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第41号番号5番、6番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第41号番号5番、6番の2か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第41号番号5番、6番の2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員から報告事項並びに連絡事項はございませんか。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項については全て終了いたしました。慎重審議を賜り厚く御礼申し上げたいと思います。これをもって議長の座を降ろさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和4年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時12分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 齋 藤 真理子

委 員 佐々木 正 彦